

第1章 大会開催に関する事項

- 第1条 競技会の名称
2009 ソニックパークシリーズ(全6戦)
- 第2条 競技種目
第1種競技車両によるスプリントレース
- 第3条 開催クラス
SLヤマハジュニアクラス 83 オープンクラス
SLヤマハSSクラス SS30 クラス
- 第4条 日程
第1戦:3月29日 第2戦:5月10日 第3戦:6月28日 第4戦:8月2日 第5戦:9月20日 第6戦:11月15日
- 第5条 大会役員および競技役員
公式プログラムに記載

第2章 競技会参加に関する事項

- 第7条 参加定員
参加受付台数は各クラス先着 28 台とし、受付順とする。
- 第8条 参加資格
1. エントラント: 2009 年度有効な JAF 発給のエントラントライセンス所持者であること
2. ドライバー:
(SLヤマハジュニアクラス) 当該学年5年生以上中学3年生までの2009年度有効なSLメンバーズカードカデットまたはB以上の所有者
(83 オープンクラス) 当該16歳以上の2009年度有効なSソニックパーク安心院メンバーズカード所有者(SLライセンスの取得を推奨する)
(SLヤマハSSクラス) 当該学年小学6年生以上の2009年度有効なSLメンバーズカードの所持者
(SS30 クラス) 当該30歳以上の2009年度有効なソニックパーク安心院メンバーズカード所有者(SLライセンスの取得を推奨する)
※当該学年とは、その年の4月1日時点での学年とする。
3. 18歳未満の者がエントリーする場合は、親権者または保護者の出場承諾書を提出しなければならない。
4. ピットクルー: ドライバー1人につき2名まで登録することができる。
- 第9条 参加申込先、および受付期間
1. 参加申込は受付に直接持参または現金書留とし、締切日必着とする。Fax 等によるエントリーの場合は、締切日までにエントリーフィーの払い込みをすること。
2. 参加申込先住所
〒872-0507 大分県宇佐市安心院町木裳 985-1 ソニックパーク安心院 0978-44-0322
3. 参加申込受付期間は大会開催日1ヶ月前より1週間前までとする。
4. 参加申込はエントリーフィーと保険料を添えて下記書類に必ず記入し提出しなければならない。
(1) 参加申込書 (2) 競技会参加に関する誓約書
5. エントリーフィーおよび保険料(ドライバー保険料・消費税含む)
- 第10条 エントリーフィーおよび保険料
1. エントリーフィー: 83 オープンクラス、SS30クラス…10,000円
SLヤマハジュニア、SLヤマハSSクラス…11,000円
2. ピットクルー保険料: 1人につき500円(消費税含む)
3. 保険金は被保険者1名について次の通りとする。
ドライバー保険金額 300万円 ピットクルー保険金額 300万円
A. 死亡保険金 事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額全額が支払われる。
B. 後遺障害保険金 事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額が下記の割合で支払われる。
① 終身自用を行うことができない場合……………100%
② 片方の手の指(関節より上部)をなくした場合…… 20%
③ 両方の目が見えなくなった場合……………100%
④ 片方の耳が聞こえなくなった場合…………… 30%
⑤ 腕または足(関節より上部)をなくした場合…… 60%
⑥ 片方の手の人差し指をなくした場合…………… 8%

- ⑦ 両方の耳が聞こえなくなった場合…………… 80%
- ⑧ 足の親指をなくした場合……………100%
- ⑨ 咀嚼または言語の機能をなくした場合……………100%
- ⑩ 親指・人差し指以外の手の指をなくした場合…… 8%
- ⑪ 片方の目が見えなくなった場合…………… 60%
- ⑫ 親指以外の足の指を一本なくした場合…………… 5%
- ⑬ 鼻をなくした場合…………… 20%

前記の各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業・年齢・身分・性別に関係なく、身体の完全に棄損された程度に応じて、保険約款に従い保険金が支払われる。

C. 入院保険金

障害の結果として、平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するとき支払われる保険で、平常の業務に従事することができるまでの1日について3000円が支払われる。

第11条 参加受理と参加拒否

- 1.参加申込者に対して、大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2.参加を拒否された申込者に対しては、エントリーフィーが返還される。また、参加を受理された後に参加を取り消す場合、エントリーフィーは返還されない。

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第12条 参加車両

「JAF カート競技車両規則第2章」に合致した第1種競技車両であること。

第13条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

- 1.競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両申告書に登録済みのものとする。
- 2.登録できる数は、シャシー1基、エンジン2基、タイヤ レイン、スリック共に1セット(アンダーカデットクラス、SLヤマハカデットクラスは1セット)とする。ただし予期せぬトラブルにより使用不可となった場合は、技術委員長の承認のもとにスリック、レイン共に1本のみ交換が認められる。
- 3.タイヤのグルーピング、薬剤の使用、極度に古いタイヤの使用は認めない。

第14条 最低重量

- 1.最低重量は SLヤマハジュニアクラス 130kg、83 オープンクラス 140kg、SLヤマハSSクラス 145g、SS30 クラス 150kgとする。
- 2.最低重量を満たすためバラストを積む必要がある場合は、全て固形材料を用い、車体にボルト・ナットで堅固に取り付けなければならない。

第15条 競技ナンバー

- 「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第9条に従った競技ナンバーを前後に取り付けること。
- 1.競技ナンバーのカラーは黒とする。 2.競技ナンバーのベースカラーは黄色または白とする。

第16条 インレットサイレンサー(吸気消音器)

- 1.CIK/FIA(FMK)公認のインレットサイレンサーを取り付けること。
- 2.各チューブ内径はヤマハジュニアクラスは22φまで、その他のクラスは23φ以下とする。

第17条 チェーンガード

「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第8条17に従ったチェーンガードを取り付けること。

第18条 車両検査

- 1.「JAF 国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」第3章第12条に基づき車両検査が行われる。この際、規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の提示を受ける場合がある。また、車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員は車両の疑義についていかなる場合も検査をする資格を有する。
- 2.車両検査において登録されたエンジンを技術委員長の承認のもと、公式練習開始までに変更することは認められる。
- 4.車両検査の日時および場所は公式通知にて通知される。
- 5.ドライバーは公式検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF 国内カート競技規則競技会参加に関する規定」第3章 第11条を適用する。また、車両検査において技術委員の点検を受けるものとする。レーシングスーツは皮製または CIK/FIA(FMK)公認または JAF 公認の物とする。
- 6.「JAF 国内カート競技規則競技会運営に関する規定」第8章 第30、31条に基づき計量ならびに再車検が行われる。

第19条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 1.主催者が自動計測装置を用意している場合は、参加者は車両検査までに車両のこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合当該車両およびドライバーの出走は認められない。
- 2.計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却についてはレース終了後迅速に行うこと。

第20条 その他の規定

その他の車両規定については、「車両規定」を参照すること。

第4章 競技に関する事項

第21条 ドライバーズミーティング

全てのドライバーは、ドライバーズミーティングに参加しなければならない。ドライバーズミーティングに参加しなかったドライバーのレースへの出走は認めない。

第22条 公式タイムアタック

- 1.全てのドライバーは公式タイムアタックに参加しなければならない。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に停止した場合もコントロールタワー前の通過をもって公式練習に参加したものと認められる。
- 2.公式タイムアタックは各クラス 10 分間とし、台数により混走となる場合がある。
- 3.公式タイムアタックに参加しない場合は、予選第 1 ヒート最後尾スタートとなる。公式タイムアタックに参加しないドライバーが複数いる場合は、ゼッケン番号の少ないものを優先とする。
- 4.公式タイムアタック失格者は予選第 1 ヒート最後尾スタートとなる。公式タイムアタック失格者が複数いる場合は、ゼッケン番号の少ないものを優先する。
- 5.ベストラップが同タイムの場合は、ゼッケン番号の少ないものを優先する。
- 6.公式タイムアタックをその他の方法で行う場合は、公式通知により発表する。

第23条 レースの方式

- 1.レースは予選 2 ヒート、決勝 1 ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2.周回数は、予選ヒート 7 周、決勝ヒート 14 周する。

第24条 予選ヒート

- 1.予選第 1 ヒートのグリッドポジションは、公式タイムアタックの結果による。
- 2.予選第 2 ヒートのグリッドポジションは、予選第 1 ヒートの結果による。

第25条 決勝ヒート

- 1.予選ヒートを通過したドライバーのみで行う。
- 2.グリッドは予選各ヒートの合計ポイント制による。
- 3.合計ポイントが同じ場合は、予選第 2 ヒートの順位によりグリッドを決める。予選第 2 ヒートが共に失格の場合は、予選第 1 ヒートの順位によりグリッドを決めるものとする。

第26条 スタート

- 1.信号によるローリングスタートとする。
- 2.ローリング中、ドライバーは 2 列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライン 25m 手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。
- 3.コース長競技長がイエローライン前に加速をしないと判断した場合、青信号を点灯しスタートの合図をする。イエローライン前の加速に問題がある場合は、コース長はローリングがさらに 1 周行われることを合図するために、赤信号の点灯を続ける。
- 4.ローリング中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白/黒の警告旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、最後尾に繰り下げられる場合がある。
- 5.ローリング中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。ローリング中に停止した場合は、全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。また再スタート後は隊列の先頭車を待って自分のグリッドに戻ることは禁止され、これに違反した場合は当該ドライバーに対し黒旗が振られレース失格となる。この他隊列から大きく遅れたドライバーも隊列の最後尾につき、自分のグリッドに戻ってはならない。この場合、当該ドライバーに対して白地に赤バツテンの旗が示される。
- 6.スタート後、先頭車両が 1 周するまでにスタートラインを越えられない車両はそのヒートを出走できない。
- 7.ローリング中、最終コーナー(14 コーナー)手前のパイロンからスタートまでは追い越しを禁止する。
- 7.ピットスタートとなった場合のコースインに関しては、オフィシャルの指示に従うこと。

第27条 信号

「JAF カート競技規則」カート競技運営会に関する規定第 3 章に従う。

第28条 給油

レース中の給油は禁止する。

第29条 レースの中断

- 1.「JAF 国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定」第 9 章 第 35 条に従う。
- 2.赤旗中断の場合、競技長の支持があるまでピット要員はコースへの立ち入りおよび車両の整備を行ってはならない。
- 3.グリッド上での燃料の給油は禁止する。

第30条 レース終了

- 1.決勝ヒート着順 1 位のドライバーがフィニッシュラインを通過後 2 分以内にカートが自力で同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2.車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。
- 3.完走者となるためには、チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の 1/2 以上を完了していなければならない。

第31条 順位の決定

- 1.レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
 - (1)チェッカーフラッグを受けた完走者
 - (2)チェッカーフラッグを受けない完走者
 - (3)不完走者
- 2.同周回数の場合は、その周回を先に完了(フィニッシュラインを通過したドライバーを優先する。

第32条 車両保管および再車検

- 1.レース終了後、車両保管および再車検を行う。
- 2.車両保管の時間は、レース終了後 30 分以上とし、所定の場所で行われる。保管中は技術委員の指示があるまではカートに一切触れてはならない。
- 3.車両保管解除後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
- 4.技術委員は出走した全てのカートに対して検査を行う権限を持ち、技術委員長より指示があった場合はエントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- 5.再車検に応じない場合は失格とする。
- 6.上記事項の違反者に対しては、ペナルティーが課せられる。

第5章 ピットに関する事項

第33条 ピット要員およびピット・パドック

- 1.ピットクルーは、場内では主催者が発行するクレデンシャルを着用しなければならない。
- 2.ピットおよびパドック内で作業できるのはドライバーと登録されたピット要員のみとする。
- 3.ピット要員の行為については、ドライバーが責任を負うものとする。よって、ピット要員による規則違反で当該ドライバーに対してペナルティーが課せられる場合がある。
- 4.ピット・パドックにおいて火気の使用および飲酒は禁止する。

第34条 ペナルティー

- 1.ペナルティーには次の 4 3 種類がある。
 - (1)警告 ~~(2)タイムペナルティー~~ (3)ラップペナルティー (4)失格
- 2.警告はその必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 3.タイムペナルティーはタイムトライアルに適用される。
- 4.ラップペナルティーは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 5.失格は次の反則行為に科せられる。
 - (1)規則に違反して不当に得たアドバンテージ
 - (2)故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為
 - (3)与えられたオフィシャル指示を故意に無視した場合
 - (4)与えられたフラッグサインの無視
- 6.ペナルティーの例
 - (1)重量違反⇒当該ヒート失格
 - (2)燃料違反⇒失格
 - (3)服装違反(車検後判明した場合)⇒着順から 3 位下の順位のポイント
 - (4)各ヒート終了時に、JAF 国内カート競技車両規則に定める必備の部品が脱落の場合(後方ナンバープレートを除く)⇒当該ヒート失格
 - ~~(5)公式タイムアタックに参加しなかった場合⇒レース除外~~
 - (6)ローリング中の指定区間で追い越し、割り込み違反⇒当該ヒート失格
 - ~~(7)ローリングペースを乱した場合(警告旗の後)⇒着順から 3 位下の順位のポイント~~
 - ~~(8)ブッキング、極度のブロッキング(警告旗の後)⇒着順から 3 位下の順位のポイント~~
同行為が著しい場合⇒失格(以後のヒートを含めて)
 - (9)ショートカット(ローリングを含む)⇒当該ヒート失格 ただし危険回避等やむを得ない場合を除く
 - (10)黄旗時の追い抜き⇒1 周減算
 - (11)黒旗の無視⇒失格(以後のヒートを含めて)
 - (12)オレンジディスクのある黒旗の無視⇒当該ヒート失格
 - (13)レース中のコース内での他者の援助(メカニックの立ち入りを含む)⇒当該ヒート失格
~~公式タイムアタックの場合は、タイムトライアルに 4 秒加算~~
 - (14)工具携帯走行⇒失格(以後のヒートを含めて)
 - (15)ピットロード徐行違反⇒当該ヒート失格
 - (16)指定エリア以外で作業した場合⇒当該ヒート失格

(17)コース上に停止し、オフィシャルコース員の指示に従わなかった場合、また後続車両通過前に再スタートした場合⇒1周減算

(20)これらを含み、その他のペナルティーについては、付則または公式通知等により通知もしくは競技長の判断により科される。

7.大会審査委員会は状況に応じてペナルティーを軽減したり強化したりすることができる。

第7章 抗議に関する事項

第35条 抗議

抗議は一切受け付けない。

第8章 成績および賞典に関する事項

第36条 成績および賞典

1.決勝ヒートの順位により決定する。

2.賞典はドライバーに対して行われる。

3.賞典は参加台数に応じて次のように制限される。

7台以下：3位まで 8～9台：4位まで 10台以上：5位まで

4.賞典の対象は、決勝ヒートにおいて完走したドライバーに限る。

第9章 広告に関する事項

第37条 広告

1.ナンバープレートに広告を表示することは認めない。

2.主催者は次のものに対し、抹消する権限を有しかつドライバーはこれを拒否することはできない。

(1)公序良俗に反するもの (2)政治、宗教に関連したもの (3)本大会と関係するスポンサーと競合するもの

第10章 その他の一般事項

第38条 損害の補償

1.参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。

2.エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、主催者および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解しなければならない。

第39条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

1.参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。

2.大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。

3.やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。

4.すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

5.公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第40条 大会の延期および中止

天候等やむをえない場合、主催者は大会の一部あるいは全部を延期、中止または取りやめることができる。

大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし、保険料は返還されない。なお、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。さらに主催者は大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

第41条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必須事項は公式通知によって示される。公式通知は公式掲示板に掲示されるが、緊急の場合はドライバーズブリーフィングまたは場内放送により伝達される。

第42条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については、大会事務局あてに質疑申し立てができる。この回答は審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第11章 ソニックパークシリーズ規定(SLクラスはSL規定に準じる)

第43条 シリーズポイント

1.各クラス参加5台でレース成立とする。シリーズ全6戦のうち3戦が成立したクラスのシリーズ上位3名には、オーガナ

イザーより楯と副賞が贈られる。
SLクラス優勝…ヤマハエンジン
上記以外…走行券

2.シリーズポイント

①シリーズポイントは決勝ヒートの順位に応じて下記の通り与えられる。シリーズポイントは、決勝レース完走者(規定周回数の半分以上を完了した者)にのみ与えられ、不完走者、失格者および不完走者には与えられない。最終戦は 1.5 倍のポイント(小数点以下は四捨五入)を与える。

1 位:20Pt 2 位:15Pt 3 位:12Pt 4 位:10Pt 5 位:8Pt 6 位:6Pt 7 位:4Pt 8 位:3Pt 9 位:2Pt 10 位:1Pt

②上記の他、全てのドライバーに参加ポイントとして 1Pt が与えられる。

③シリーズポイントは 6 戦中 5 戦の上位ポイントを有効とする。

④シリーズポイントの対象は、2009 年当該クラスに 3 戦以上参加したドライバーを対象とする。

⑤同ポイントの場合は、上位入賞回数の多い者を上位とし、同じ場合は最終戦の順位、さらにポイント獲得の早い順で決定する。